

市長への手紙・FAX・電子メール

## あなたの「声」をお聴かせください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民のみならずが日々感じている市政に対する提言・要望・意見など「生の声」を幅広くお聴きし、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた提言などは担当課で協議したうえで市長に報告され、その後市長から書面で回答します。

また、担当課でも所管の事務事業に対する提言などをお受けして



ホームページアドレスは<http://www.city.narita.chiba.jp>

います。担当課が不明な場合は、市民相談所へ問い合わせてください。

### 【市長への手紙】

市役所や公民館など市の公共施設や金融機関、農協などに所定のハガキ(受取人払い)を設置しています。

任意なものでもかまいませんが、この場合は「市長への手紙」と明記をお願いします。

### 【市長へのFAX】

NTT成田局管内(0476局)からであれば、フリーダイヤルのため料金はかかりません。

FAX番号は次のとおりです。

0120 8602279

### 【市長への電子メール】

市のホームページ(アドレス <http://www.city.narita.chiba.jp>)の「市長への電子メール」に接続すると、インターネットを通じて送信することができます。

みなさんから寄せられた主な内容と市の回答は、市のホームページ「市長へのメールO&A」で紹介

介しています。市のホームページは、市役所1階行政資料室、保健福祉館、市立図書館でもご覧いただけます。

くわしくは市民相談所(☎20-1507)へ。

### 印鑑登録の申請

## 代理人は委任状を忘れずに

印鑑登録は、市役所1階の市民課窓口で申請してください。赤坂と遠山の分室では登録できません。

本人と代理人では登録に必要なものと手続きが異なります。

### 本人が申請する場合

#### 【その場で登録できる場合】

登録する印鑑のほか、運転免許証・パスポートなど官公署が発行した許可証や身分証明書(写真と公印のあるもので有効期限内のもの)または、成田市に印鑑登録している人の「保証書」を市民課へ持参してください。

【その場で登録できない場合】  
運転免許証がなく、本人であるこ

とを証明できるものがない場合は、本人確認をするため「照会書」を自宅に郵送します。紹介書の「回答書」欄に必要事項を記入して登録する印鑑を押し、市民課へ持参してください。

### 代理人が申請する場合

代理人が申請する場合、その場では登録できません。登録する印鑑のほか、本人が代理人に印鑑登録の申請を依頼したことを証明する「委任状」(便せんなどに必要事項を記入して、本人が登録しようとする印鑑を押し署名したもの)が必要です。

本人の意思を確認するため「照会書」を自宅に郵送します。照会書を受け取ったら、照会書の「回答書」欄に必要事項を記入して登録する印鑑を押し、本人が市民課へ持参してください。

### 登録できない印鑑

次のような印鑑は登録できません

ん。登録手続きの前に確認してください。

- 住民基本台帳・外国人登録原票に記載されている氏名や氏・名を表していないもの
- 印影の大きさが、1辺8mmの正方形より小さいもの、1辺25mmの正方形より大きいもの
- 印影がはつきりしないもの
- 氏名以外の事項(職業など)や模様が入っているもの
- 変形しやすい材質のもの(ゴム印など)

くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

## 今月の納税

国民健康保険税(第5期分)

介護保険料(第5期分)

納期...11月16日(日)~12月1日(月)

くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

## 住宅の修理などに利子補給

市では、10月13日の突風および集中豪雨により住宅などに被害を受け、金融機関からその修繕などに要する資金の融資を受けた人に対し、利子の一部を次のとおり補給します。

- 融資対象者「災害を受けた市民で次の要件を満たした人」
- 市長の発行する「り災証明書」の交付を受けた人
- 借入金の償還が確実な人
- その他取扱金融機関の定める



突風で被害を受けた住宅

融資条件に应付することができ  
る人  
融資額「10万円」1、500万円

利子補給率「3.9%以内(融資利率が年利4.9%未満の場合は、当該融資利率から1%を減じた率)」

利子補給期間「融資実行日から5年以内」  
融資実行期限「平成16年3月31日まで」

取扱金融機関「千葉銀行成田支店・成田西支店・京葉銀行成田支店・成田西支店・千葉興業銀行成田支店・成田西支店・千葉信用金庫成田営業部・三里塚支店・赤坂支店・美郷台支店、成田市農業協同組合本所・支所(そのほかの金融機関については、ご相談ください)」

申し込み方法など詳しくは総務課(☎20-1510)へ。

## 相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民(行政)相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎ 20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	11月25日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	11月18日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	11月18日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	11月27日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	11月15日(土) 11月15日(土)・16日(日)	13:00～16:00 9:00～16:00	ユアエルム1階センタープラザ 国際文化会館の産業まつり会場	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築などに関する相談)	12月11日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎ 22-2101 12月8日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎ 22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎ 23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎ 20-1526
交通事故相談	12月2日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎ 20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎ 27-7755
酒害相談	11月20日(木)	9:00～12:00	〃	〃
介護相談	12月11日(木)	14:00～16:00	成田ニュータウン在宅介護 支援センター ☎ 27-1294	高齢者福祉課 ☎ 20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎ 20-1538
戦没者遺族相談	11月25日(火)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課 ☎ 20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎ 26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎ 20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎ 20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎ 28-3234